

第25回佐賀県美しい景観づくり審議会 会議録

□会長 ○委員 ●唐津市 ◆事務局

●唐津市

(資料をもとに説明)

○委員

申請範囲について、改めて説明してほしい。また、登録文化財の範囲と佐賀県遺産の範囲を一致させないといけないということはないと思うが、敷地全体を申請範囲としなかった理由についても説明してほしい。

●唐津市

登録文化財については、現在調査中ですので、明確に範囲が決まっているわけではありません。佐賀県遺産の申請の方が先にしていて、敷地の後ろは賃貸に出してあることもあり、所有者さんが今活用している範囲を申請範囲としています。

○委員

同じ所有者であるなら、この審議会で意見として加えて主屋と中庭以外も範囲に入れた方が流れの中の景観としての位置づけがよいのでは。

□会長

佐賀県遺産の場合、これは建物として認定ということになるんですか。

◆事務局

案件によっては、神社など境内の土地も含めてという認定のありかたをしているけれども、基本は建築物として考えております。

今回はこの範囲だが今後どのように活用されていくのかも含めて、さらに拡大して認定をしていくなど、柔軟に今後検討していくことはできるのかと思っています。

～審議～

【審議結果】

□会長

結論から申し上げますと、佐賀県遺産にふさわしい建物だという結論ですが、いくつか意

見がございますので、お伝えします。

大きく分けて3つございます。まず1つが、建物そのものの歴史というか履歴、かまやが何年ごろにつくられたのか、月見部屋はいつ頃増築されたのか、最初からあったのかとか。庭に関しても、あの庭がいつできて、その後改変されたのかなど、ハードなものに対する履歴を調査してほしい。

2つ目が、今度はソフトな部分です。最初に薬問屋やられていたというのは分かっていますが、その後どういう経緯をたどってきてCALALIになったのか。その間にどういう使われ方や、職業の変遷があったのかというのと、あの頃の唐津城下の町並みにあるものに対して薬問屋さんという位置づけがどういうものであったのかというものです。

3つ目が、今回は赤い線で囲まれた申請範囲だけですけれども、地域としてはまだ裏側や草の生えていた部分も含めて全体として今後の整備を考えていただきたい。これは要望になります。

以上3つですが、登録文化財としての調査も進められているようですので、もう少し履歴が明らかになるかと思っておりますので、建物、ハードに関する部分、それからどんな使われ方したかというソフトに関すること、それをもう少し明らかにしていただきますようお願いいたします。

●唐津市

承知しました。ありがとうございます。